

「ラーケーション～体験活動推進日～」実施要項について

1 目的

- ・生徒が、校外（家庭や地域）における体験活動を企画し、平日に活動できる機会を確保する。
- ・実社会における体験、探究的な学びを推進するため、生徒たちの活動の場を、地域や社会に広げることで、自らの興味・関心や課題意識に基づいて学びを企画し、見通し、実行する力を育む。

2 内容

年5日以内に限り、保護者等の申請によって、生徒が登校しなくても欠席とならない日を設ける。

3 実施時期

令和6年5月より実施

4 申請方法

保護者等が原則1週間前までにラーケーション届（別紙1）を学校に申請する。
保護者等または生徒からの学校への計画書及び報告書等の提出は、原則不要とする。

5 取得できない日（期間）

(1) 式典

入学式、離任式、新任式、始業式、卒業式（予行を含む）、修了式等

(2) 考査

定期考査、再考査等

(3) 進路に関する行事及び試験

進路ガイダンス、マナーアップ講演会、就職及び進学に関する試験等

(4) 学校行事

校外学習、クラスマッチ、生活体験発表会、文化祭、生徒会役員選挙等

(5) その他

- ・ボランティア活動
- ・定期健康診断

6 主な体験内容（キーワード）

キャリア、進路、自然、科学、環境、実験、観察、産業、スポーツ、文化、芸術、歴史、地理、伝統文化、国際理解、福祉、SDGs、創作等

7 その他

- (1) 5及び6の内容以外で、判断が困難な場合には、その都度協議する。
- (2) 取得した日（期間）の授業実習費等については、返金しない。
- (3) 取得した日（期間）の給食費については、返金しない。【夜間制のみ】
- (4) 指導要録及び調査書における取り扱いについては、「出席停止・忌引等」とする。